

岐阜市福介第 501 号
平成 30 年 8 月 13 日

福祉用具貸与事業者 様

岐阜市介護保険課長

福祉用具に関する平成 30 年 10 月以降の留意事項について（通知）

日頃は、本市の介護保険行政に、ご理解ご協力いただきまことにありがとうございます。
さて、厚生労働省老健局高齢者支援課から平成 30 年 7 月 13 日付けで福祉用具についての通知がありました。

今般、下記のとおり、平成 30 年 10 月以降の福祉用具に関する留意事項についてご通知するとともに、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先等についてお知らせしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 平成 30 年 10 月以降の留意事項について

(1) 福祉用具専門相談員による全国平均貸与価格の説明について

平成 30 年 10 月以降、福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することとなります。

利用者への説明に当たっては、下記 2 により公表された全国平均貸与価格を御活用いただきますようお願いいたします。

(2) 介護給付費請求について

平成 30 年 10 月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者においては、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されないもので、御留意いただきますようお願いいたします。

なお、貸与価格の上限が設定された商品について、今後、商品コードに変更が生じることもあり得ますが（例えば、福祉用具届出コードを有する商品が T A I S コードを取得する等）、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されますので、御留意いただきますようお願いいたします。

（注）商品コードの記載に係る留意事項等については、「平成 30 年度以降の福祉用具

貸与に係る商品コードの付与・公表について」(平成30年4月17日事務連絡)の「3商品コードの介護給付費明細書への記載について」を御参照いただきますようお願いいたします。

2 商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先について

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いいたします(貸与件数が月平均100件未満の商品は除く。)

○掲載先(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>>

岐阜市福祉部介護保険課 給付係

TEL 058-214-2092 ダイヤルイン

FAX 058-267-6015